

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に準じて、（仮称）四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成29年10月16日

四街道市長 佐渡 斉

（仮称）四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業の実施方針

**(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業
実施方針**

平成29年10月16日

四街道市

目次

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	4
1. 事業名	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 事業目的	4
5. 本施設の概要	4
6. 事業方式	5
7. 契約の形態	5
8. 事業期間	6
9. 事業期間終了後の措置	6
10. 事業の対象となる業務範囲	6
11. 事業者の収入	7
12. 本市が適用を予定している交付金について	7
13. 関係法令等の遵守	7
14. 事業スケジュール（予定）	7
第3 募集及び選定に関する事項	8
1. 事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 参加資格要件	9
4. 応募者の審査及び落札者の選定	13
5. 落札後の手続き	13
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1. 想定されるサービスの水準・仕様	15
2. 想定されるリスクの分担	15
3. 本市による事業の実施状況の監視	15
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1. 敷地面積及び配置	15
2. 土地利用規制	15
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1. 係争事由に係る基本的な考え方	16
2. 管轄裁判所	16
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
4. その他	16
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1. 議会の議決	17
2. 情報提供	17
3. 応募に伴う費用負担	17
4. 本実施方針に関する担当部署	17

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料-1 事業実施場所
- 実施方針添付資料-2 事業実施区域
- 実施方針添付資料-3 ①、② 事業スキーム図 (案)
- 実施方針添付資料-4 業務範囲分担表
- 実施方針添付資料-5 事業範囲 (イメージ図)
- 実施方針添付資料-6 リスク分担 (案)

第1 用語の定義

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業実施方針では、次のように用語を定義する。

本 市：四街道市をいう。

本 事 業：(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、運営される四街道市次期ごみ処理施設をいい、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟、ストックヤード棟のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。

エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、粗大ごみ(可燃性のもの)、マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残さ、民間委託処理において発生する可燃残さ、及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、焼却時の排熱を回収して有効利用する施設をいう。

マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、粗大ごみ(不燃性のもの)、プラスチック・ビニール類、有害ごみ、資源物(廃食油、ペットボトル)を処理対象物として破碎、選別、圧縮・梱包、保管等の処理を行う施設をいう。

ストーカ式焼却方式：エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる装置をいう。ここにいう火格子は、揺動式、階段式、逆動式及び回転式に限る。

工 場 棟：エネルギー回収型廃棄物処理施設の工場棟及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟を総称していう。

プ ラ ン ト：本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備(機械設備、電気設備及び計装設備を含む。)を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。

大 規 模 改 修：施設全体を対象に経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を回復させるために設備や機器の更新等を実施することをいう。

D B O 方 式：Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。

事 業 者：本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

建 設 事 業 者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。

建設 J V：事業者が提案により、本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が代表となる共同企業体（自主結成）とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。

運営事業者：本施設の運営業務を担当する特別目的会社をいう。

特別目的会社：本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社（ S P C ）をいう。

応募者：本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。

構成員：設計・建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。

協力企業：設計・建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。

代表企業：入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。

落札者：本市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者をいう。

事業契約：基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。

事業実施区域：本事業を実施する区域をいう。

入札説明書：本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。

入札説明書等：本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう

基本協定：事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について
の本市と落札者の間で締結される協定をいう。

基本契約：事業者の本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約：本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。

設計・建設業務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運營業務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

要求水準書（案）：本事業における設計・建設業務に係る要求水準書（案）をいう。

設計・建設業務編

要求水準書（案）：本事業における運營業務に係る要求水準書（案）をいう。

運營業務編

要求水準書（案）：要求水準書（案）設計・建設業務編及び要求水準書（案）運營業務編を総称していう。

P F I 法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

第2 事業内容に関する事項

1. 事業名

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 四街道市次期ごみ処理施設
種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

四街道市長 佐渡 斉

4. 事業目的

本市は、平成4年度に「四街道市クリーンセンター」(以下「既存施設」という。)を稼動し、これまで機能維持を図りながら、安定的・持続的なごみ処理を継続してきた。しかし、既存施設の老朽化やさまざまな財政負担を考慮し、次期ごみ処理施設(以下「本施設」という。)の整備を行うものである。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表 1 本施設の概要

名 称：四街道市次期ごみ処理施設	
建設予定地：千葉県四街道市吉岡677番1他（実施方針添付資料-1、2参照）	
事業実施区域面積：敷地面積約5.45 haのうち、付帯施設用地及び市道を除いた用地	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1) 処理方式：全連続燃焼ストーカ式（ストーカ式焼却方式） 2) 施設規模：80 t/日（40 t/日×2 炉 1日当たり24時間） 3) 処理対象物 ア 可燃ごみ イ 粗大ごみ（可燃性のもの） ウ 可燃残さ：マテリアルリサイクル推進施設及び民間委託処理において発生する残渣のうち可燃性のもの エ 災害廃棄物（緊急時） 4) 発電設備：設置あり
マテリアルリサイクル推進施設	1) 構成施設：粗大ごみ処理施設、プラスチック処理施設、ストックヤード 2) 処理方式：破碎、選別、圧縮・梱包、保管等 3) 施設規模 ア 粗大ごみ処理施設 : 3.9 t/日 イ プラスチック処理施設 : 8.1 t/日 ウ スtockヤード : 約110 m ³ 4) 処理対象物 ア 粗大ごみ（不燃性のもの） イ プラスチック・ビニール類 ウ 有害ごみ：電池類、蛍光灯類、温度計類 エ 廃食油 オ ペットボトル
関連施設	管理棟、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、構内排水設備、植栽、門扉 等

6. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ（以下「落札者」という。）は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[S P C]（運営事業者）を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。

7. 契約の形態

- 1) 本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- 2) 本市は、基本契約に基づいて、設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。建設事業者は本施設の設計・

建設業務について要件を満たす共同企業体（以下「建設JV」という。）又は単独企業とする。

- 3) 本市は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する（基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）。
- 4) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3①、② 事業スキーム図(案)」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成33年9月まで
- イ 運営期間 : 平成33年10月から平成53年9月まで（20年間）

9. 事業期間終了後の措置

廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）により、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進している。本施設では、「ストックマネジメント」の考え方に基づき、供用開始後約35年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つとともに、明け渡し後、5年間は大規模改修を要しないように本市に引き継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目（平成48年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

10. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする（「実施方針添付資料-4 業務分担表」及び「実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）」参照）。

1) 事業者が行う業務

①本施設の設計に関する業務

- ア 本施設の設計
- イ 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ウ 本市の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び循環型社会形成推進交付金（この2つを合わせて、以下「交付金」という。）申請支援
- エ 本市が行うその他許認可申請支援

②本施設の建設に関する業務

- ア 本施設の建設
- イ 建設工事に係る許認可申請等

③本施設の運営に関する業務

- ア 受付業務
- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務

- エ 情報管理業務
- オ 環境管理業務
- カ 防災管理業務
- キ 保安・清掃業務
- ク 周辺住民等対応業務
- ケ その他これらに付帯関連する業務

2) 本市が行う業務

①本施設の設計・建設に関する業務

- ア 用地の確保
- イ 地元住民対応
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 本施設の設計・建設モニタリング
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

②本施設の運営に関する業務

- ア 住民対応
- イ 運営モニタリング
- ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
- エ 残渣運搬・最終処分業務（焼却飛灰の安定化处理、残渣の貯留及び引渡しまでは事業者の業務範囲）
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

11. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。

2) 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

12. 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

13. 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14. 事業スケジュール（予定）

1) 落札者の決定

平成30年7月下旬

2) 基本協定締結	平成30年8月上旬
3) 仮契約の締結	平成30年8月中旬
4) 契約議案の本市議会議決	平成30年9月下旬
5) 事業契約の締結	平成30年9月下旬
6) 本施設の設計・建設	平成30年10月～平成33年9月(3年)
7) 本施設の運営	平成33年10月～平成53年9月(20年間)

第3 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループ(以下「応募者」という。)が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、落札者決定基準書等の書類(以下「入札説明書等」という。)に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

1) 募集及び選定スケジュール(予定)

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針の公表	平成29年10月16日(月)
② 実施方針に関する質問・意見の受付期限	平成29年10月23日(月)
③ 上記②への回答	平成29年11月6日(月)
④ 入札公告及び入札説明書等の公表	平成29年12月下旬
⑤ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30年1月中旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30年1月中旬
⑦ 入札参加資格審査書類受付期限	平成30年2月上旬
⑧ 入札参加資格審査結果通知	平成30年2月上旬
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30年2月下旬
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30年3月上旬
⑪ 事業提案書の受付	平成30年5月中旬
⑫ 落札者決定及び公表	平成30年7月下旬
⑬ 基本協定締結	平成30年8月上旬
⑭ 事業契約仮契約締結	平成30年8月中旬
⑮ 契約本契約	平成30年9月下旬

2) 実施方針に関する質問・意見の受付

本実施方針についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書

を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

① 受付期間

本実施方針公表日から平成29年10月23日（月）午後5時までとする。

② 提出方法

本実施方針と同時に本市ホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mail に添付し送付する。

ア 送付先

四街道市役所 環境経済部 廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室
（電子メール） yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp

イ タイトル

「（提出者名）－実施方針に関する質問・意見」

ウ 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

3) 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告は、平成29年12月下旬に行い、併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- ② 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- ③ 応募者の構成員の中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ その他上記⑥のA又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 本市の競争入札参加資格者名簿(平成28・29年度)に登録されていない者

ウ 本市の指名停止措置を受けている者

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

- コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- サ 本市の暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者
- シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- ス 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・ 整備運営事業発注支援業務受託者
エックス都市研究所・環境技研コンサルタント共同提案体
- セ 本市が設置する四街道市次期ごみ処理施設整備事業審査委員会（以下「事業審査委員会」という。）の委員が所属する企業
- ソ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する事業審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

② 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

- ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件
 - 建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。
 - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
 - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
 - (ウ) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成28・29年度）の清掃施設工事の登載者であること。
 - (エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をDBO方式により元請で受注した施設の竣工実績を1件以上有すること。
 - a) 発電設備を有し施設規模が80 t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る。）
 - (オ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

イ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、少なくとも1社は(ア)及び(イ)又は(ウ)を満たす企業であること。

(ア) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成28・29年度）の建築一式工事の登載者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,100点以上であること。

(ウ) 千葉県における建築一式工事格付Aランク以上を有すること。

ウ 運営事業者から本施設の運営業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営業務を受託する企業は、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の要件を全て満たすこととする。

(ア) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をDBO方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を1件以上有すること。

- a) 発電設備を有し施設規模が80 t/日以上かつ炉構成が2炉以上
- b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る。）

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る。）で施設規模が80 t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

③ 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。

イ 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落

札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

1) 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した事業審査委員会において審査を実施する。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

② 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

④ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。

5. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

① 運営事業者の本店所在地は四街道市内としなければならない。

② 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

③ 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

④ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-6 リスク分担(案)」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域約5.45 haうち、付帯施設用地及び市道を除いた用地
（「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照）

2. 土地利用規制

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1) 都市計画区域 | 都市計画区域内 |
| 2) 用途地域 | 市街化調整区域（今後、都市施設として都市計画決定予定） |
| 3) 防火地域 | 防火地域、準防火地域には該当せず、市内全域建築基準法第2条指定区域 |
| 4) 高度地区 | 該当せず |
| 5) 建ぺい率 | 60%以下 |
| 6) 容積率 | 200%以下 |
| 7) 緑化 | 緩衝緑地周囲10 m確保、25%以上 |

第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- 1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- 2) 運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、事業契約（建設工事請負契約）の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

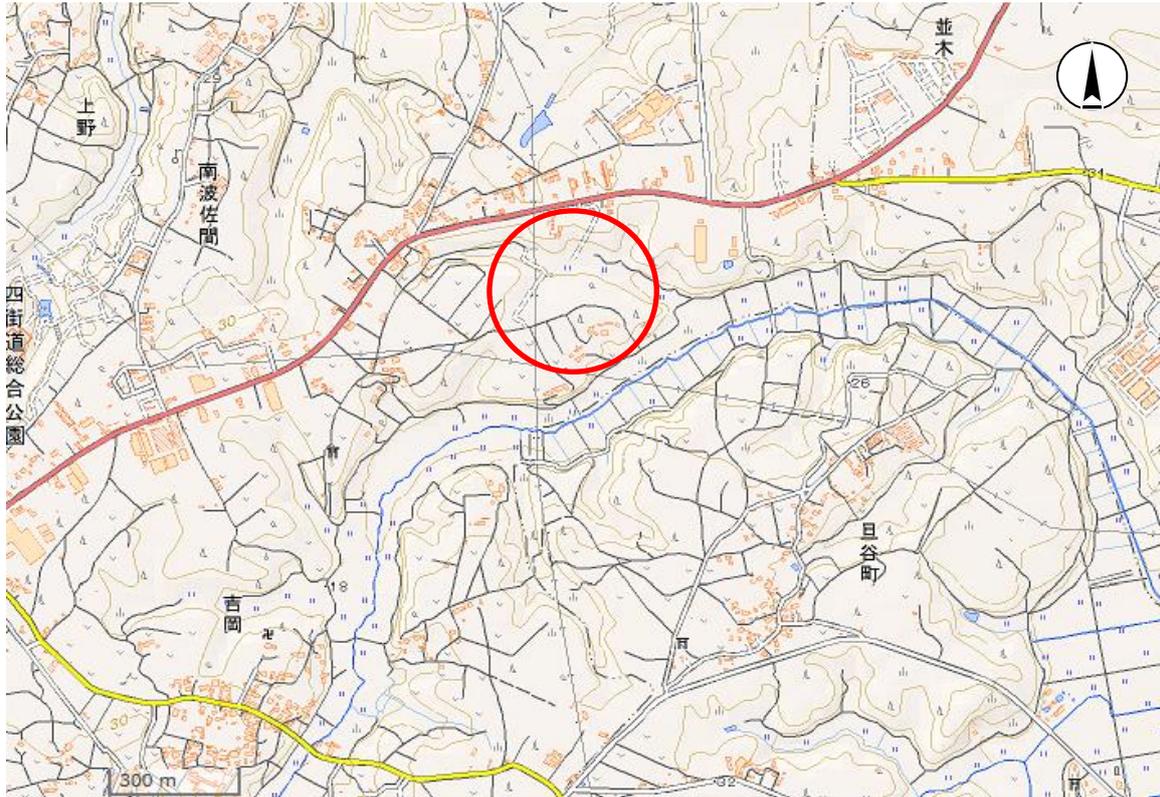
3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 本実施方針に関する担当部署

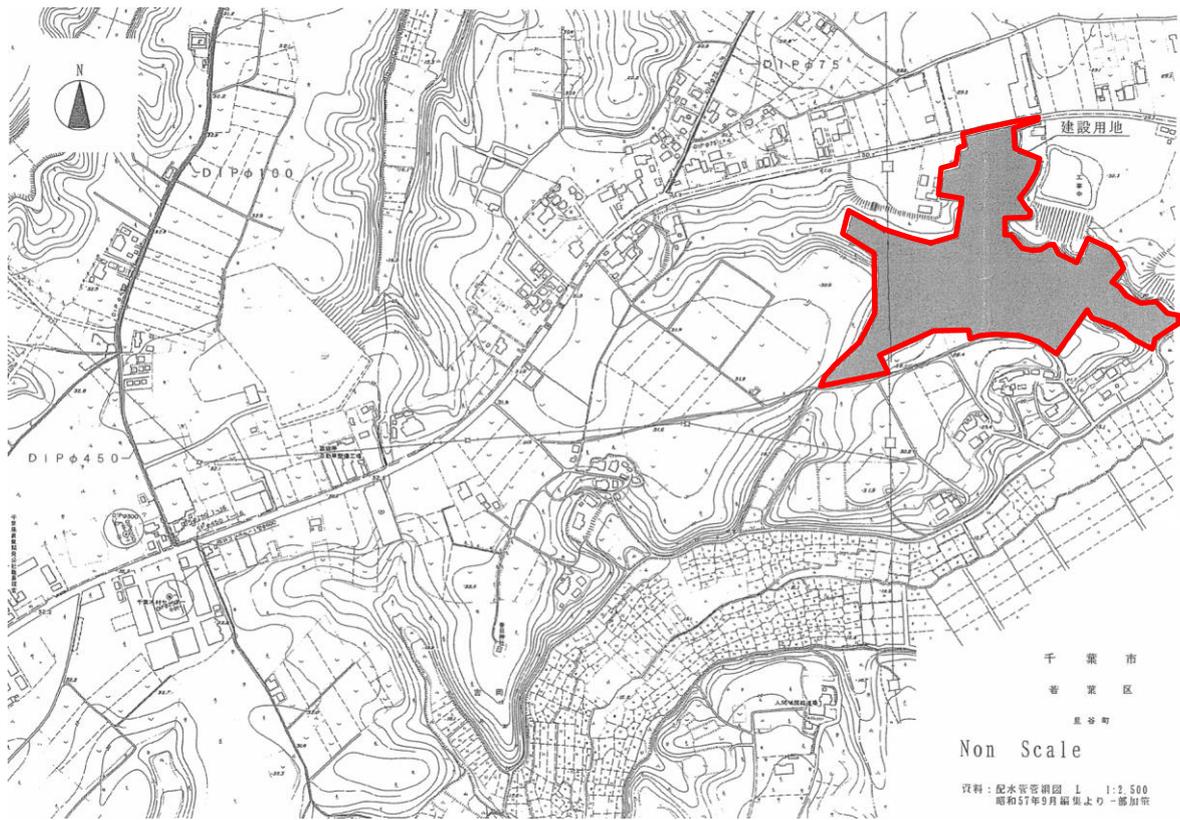
四街道市役所 環境経済部 廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
(電子メール) yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp

実施方針添付資料-1 事業実施場所



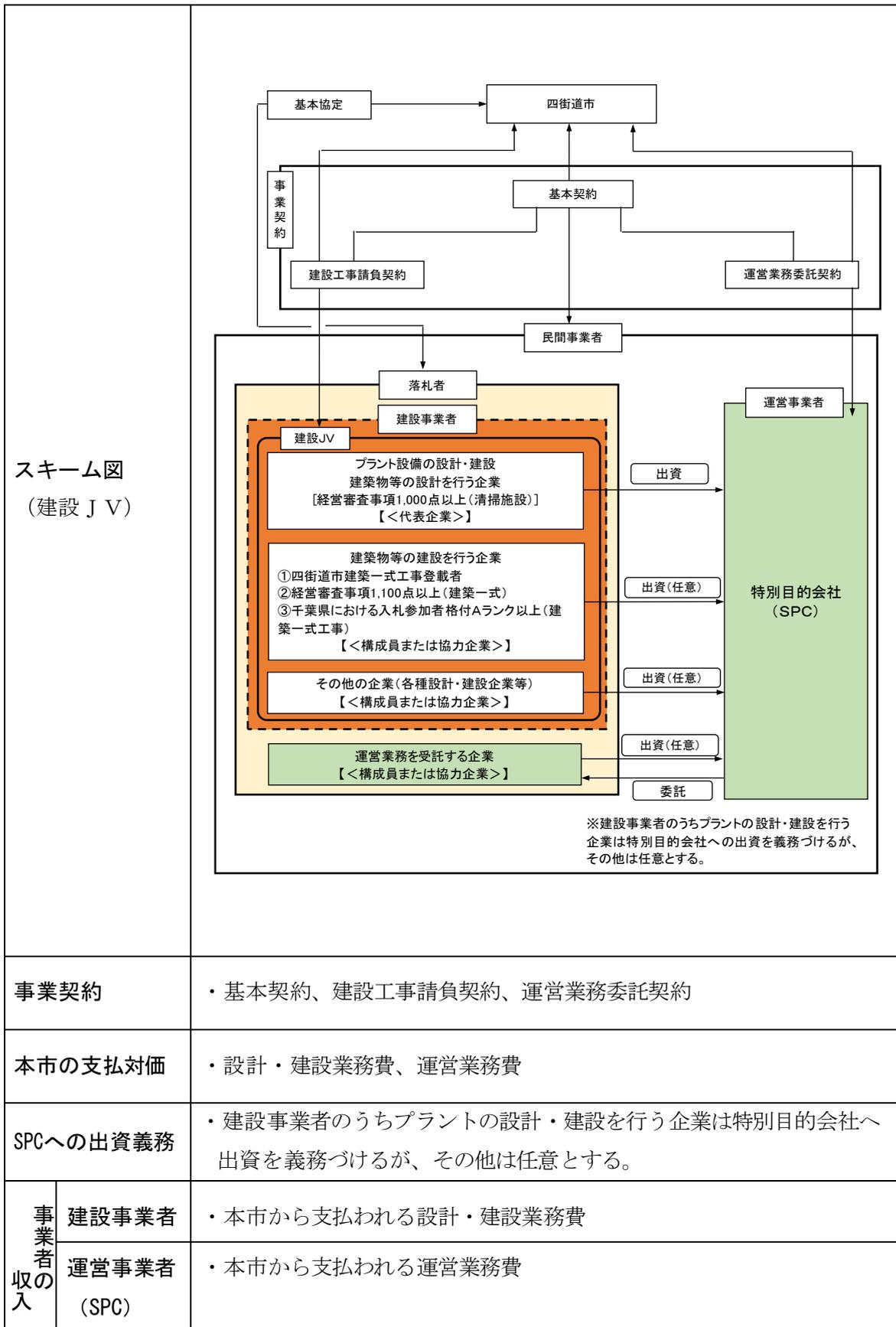
出典：電子国土基本図（国土地理院ホームページ）

実施方針添付資料-2 事業実施区域

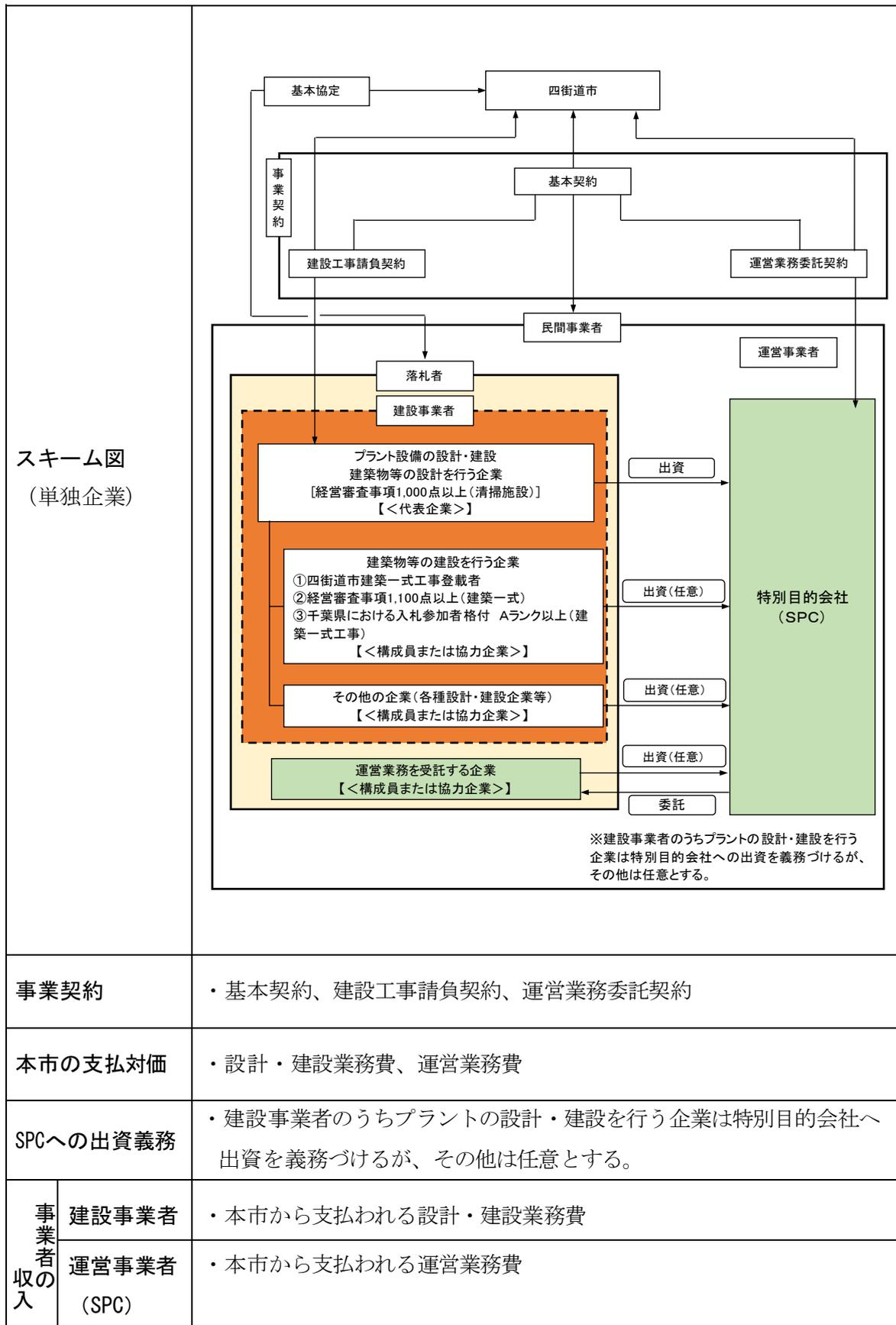


注記：敷地境界は、未確定部分がある。
注記：付帯施設用地及び市道を除く。

実施方針添付資料-3① 事業スキーム図（案）



実施方針添付資料-3② 事業スキーム図（案）

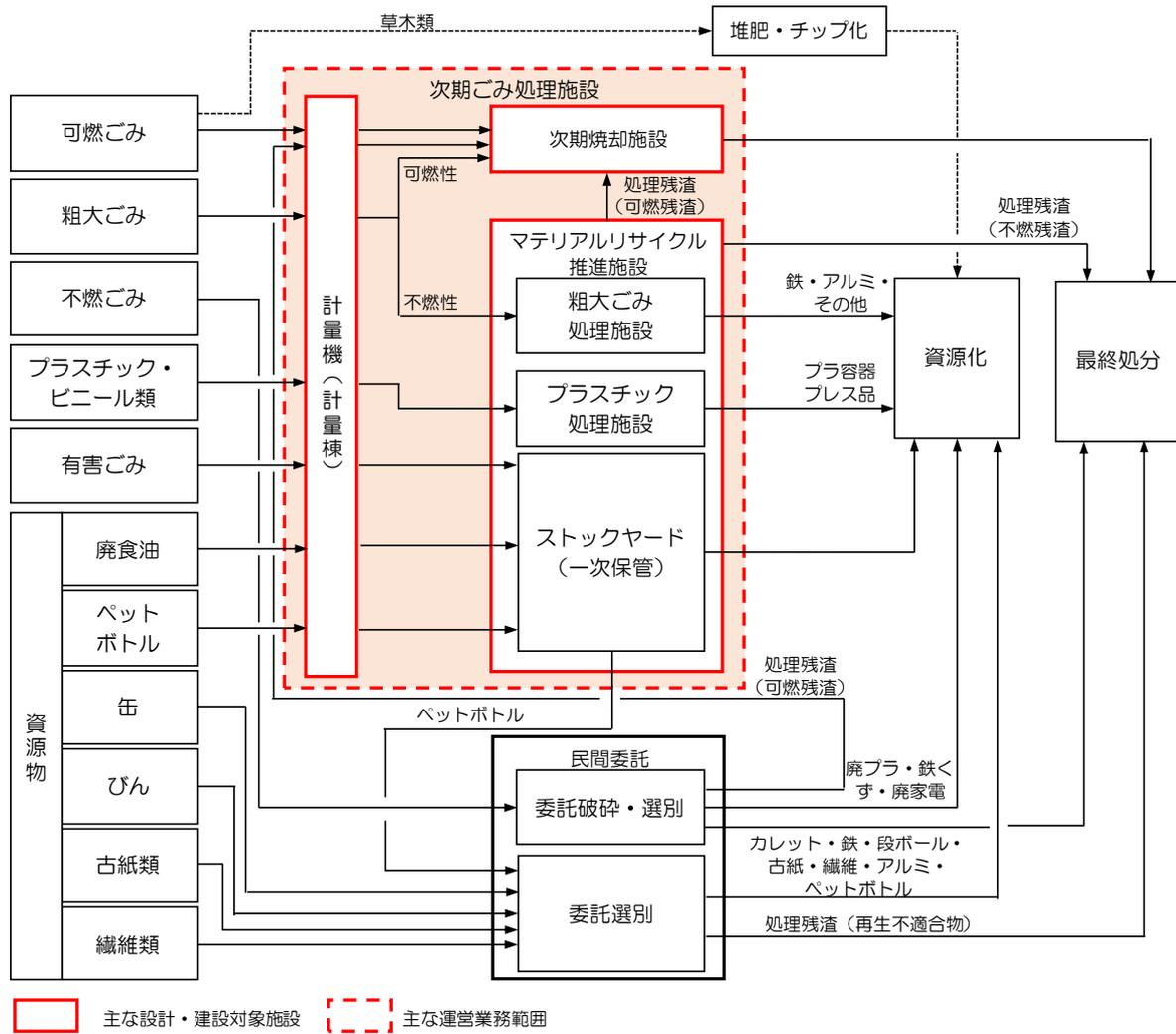


実施方針添付資料-4 業務範囲分担表

(○:主、▲:副)

業務区分	業務内容	本市	民間事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画			
	・一般廃棄物実施計画			
	・施設への搬入計画			
用地取得	・用地の確保	○		
施設整備に係る許認可手続	・廃棄物処理法に基づく設置届け	○	▲	副は図書類の作成を行う
	・交付金申請書	○	▲	副は図書類の作成を行う
	・開発関係	○	▲	副は図書類の作成を行う
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・施工監理	○		
建設、共通	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・施工監理	○		
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
受付管理	・搬入ごみの受入判定	▲	○	副は受け入れ判定を行い、主に報告する
	・料金徴収			
運転管理	・運転管理計画作成		○	
	・運転管理及び作業			
	・搬入監理(不適物混入防止の監視)	▲	○	
	・受入出物の性情管理		○	
	・搬出物の運搬	○		ただし、本施設からの引渡は民間事業者が行う。
調達	・物品・用役の調達・管理		○	
	・検査・点検・補修計画作成、実施			
	・精密機能検査実施	○	▲	副は情報提供、調査への協力、必要な書類作成を行う
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理(排ガス、粉じん等)		○	
	・作業環境管理		○	
処理副産物の処理・処分	・処理副産物の資源化	○		
	・処理副産物の処分	○		
余熱利用	・売電及びそれに係る事務手続		○	
災害対応	・災害時見学者等対応	▲	○	主は災害時における見学者(来訪者含む)、SPC職員及び本市職員へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う
	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける
	・設計図書等施設情報の管理			
	・施設清掃		○	
	・施設警備		○	
	・見学者対応	▲	○	主は見学者の説明等(見学者用DVD等の作成含む)を行い、自治体への説明は副が行う
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う

実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）



実施方針添付資料-6 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	(2)	本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		(3)	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(4)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(5)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	政治リスク	(6)	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	許認可リスク	(7)	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		(10)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	議会リスク	(12)	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	周辺住民対応リスク	(13)	本市が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○	
		(14)	事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○
		(15)	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償リスク	(16)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		(17)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(18)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
	用地リスク	(19)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	資金調達リスク	(20)	事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○
		(21)	本市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	
	金利変動リスク	(22)	金利変動に伴う事業者における資金調達費用の増大に関するもの		○
		(23)	金利変動に伴う本市における初期投資に係る資金調達費用の増大に関するもの	○	
	物価変動リスク	(24)	設計・建設・運営期間中の物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減に関するもの		○
		(25)	設計・建設・運営期間中、一定範囲を超える急激な物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減に関するもの	○	
	不可抗力リスク	(26)	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用		○
		(27)	上記を超えるもの	○	
	債務不履行リスク	(28)	事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○
		(29)	本市の債務不履行、支払遅延等に関するもの	○	
	事故発生リスク	(30)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するもの		○

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
設計段階	測量・調査リスク	(31)	本市が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		(32)	事業者が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	設計変更リスク	(33)	本市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	
		(34)	事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○
	計画変更リスク	(35)	本市の事由による計画変更、遅延に関するもの	○	
	建設着工遅延リスク	(36)	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(37)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(38)	本市の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○	
		(39)	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延リスク	(40)	着工後の本市の指示等、本市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		(41)	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	一般的損害	(42)	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
	試運転・性能試験リスク	(43)	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(44)	試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営段階	運営開始遅延リスク	(45)	本市の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(46)	上記以外の要因に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	(47)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(48)	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(49)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(50)	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(51)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・建設の瑕疵によるものを含む)		○
	不適物処理リスク	(52)	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	施設設備損傷リスク	(53)	施設設計・施工に関するもの		○
		(54)	施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		(55)	運営不備に関するもの		○
		(56)	収集車に関するもの	○	
		(57)	警備不備等による第三者の行為に関するもの(想定できない第三者の行為に関するものは除く)		○
		(58)	事故・火災等に関するもの		○
		(59)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	○	
	(60)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合)		○	
	焼却灰等処分地確保リスク	(61)	発生する焼却灰等の資源化を含めた最終処分等の処理先に関するもの	○	
施設瑕疵リスク	(62)	事業期間中における施設瑕疵に関するもの		○	